

令和4年2月定例会

# 富士山南東消防組合議会会議録

令和4年2月7日

富士山南東消防組合議会

## 令和4年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○議席の指定	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	4
○管理者挨拶	4
○報第 1号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)	4
○議第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案	5
○議第 2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第2号)	11
○議第 3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案	12
○議第 4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案	12
○議第 5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	12
○議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	15
○議第 7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の変更について	16
○閉会の挨拶	17
○閉会の宣告	18
○署名議員	18

## 令和4年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

### 議 事 日 程

令和4年2月7日（月曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 5 議第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第11 議第 7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 5 議第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第11 議第 7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について

---

出席議員（9名）

1番	杉澤正人君	2番	堀江和雄君
3番	井出春彦君	4番	植松英樹君
5番	藤江康儀君	6番	川原章寛君
7番	松田吉嗣君	9番	杉山茂規君
10番	土屋主久君		

欠席議員（1名）

8番 佐野利安君

---

説明のため出席した者

管 理 者 長	豊岡武士君	副 管 理 者 長	池田修君
三 島 市 長		長 泉 町 長	
消 防 長	風間光明君	消 防 次 長	一之瀬徳博君
三 島 消 防 署 長	北山静君	裾 野 消 防 署 長	加藤浩昭君
長 泉 消 防 署 長	檜田晃君	総 務 課 長	羽田浩二君
予 防 課 長	下山和典君	警 防 救 急 課 長	鈴木清明君
通 信 指 令 課 長	三田英二君		

---

議会事務担当職員

書 記 長	関智勝君	書 記	大西保信君
書 記	草間昌彦君	書 記	長野祐也君

---

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和4年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に8番 佐野利安君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

ここで長泉町より選出されております組合副管理者が再任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

○副管理者（池田 修君） 池田でございます。お世話になります。

2市1町で進めていますこの組合消防が今後も順調に進みますよう皆さんのお力を借りてよろしくをお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

---

◎議席の指定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび新たに長泉町から選出されました2人の議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により井出春彦議員の議席は3番に、植松英樹議員の議席は4番にそれぞれ指定いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、6番 川原章寛君、9番 杉山茂規君の両君を指名いたします。

---

#### ◎管理者挨拶

○議長（松田吉嗣君） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 議員の皆様、改めましてこんにちは。

本日は、令和4年の富士山南東消防組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まずは、本日御提案申し上げます議案であります。専決処分の報告が1件、令和4年度消防組合会計予算案、令和3年度消防組合会計補正予算案（第2号）、消防組合条例の一部を改正する条例案3件、消防組合監査委員の選任について及び静岡県市町総合事務組合規約の変更等についての計8件でございます。

詳細につきましては、この後消防長から御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎報第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました報第1号の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

これは、令和3年6月29日午前4時50分頃、三島消防署の救急車が三島市梅名地先で発生いたしました救急事案に出動し、出動先の共同住宅敷地内において傷病者を車内収容後、医療機関に向けて現場を出発する際に救急車運転席側のルーフサイドを誤って共同住宅屋外階段に接触させ、当該屋外階段に損傷を与えたものであります。

本件につきましては、共同住宅屋外階段の修理に要しました費用8万5,800円全額を当消防組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和3年8月20日付で専決処分いたしました。

なお、この損害賠償は、保険により対応させていただきましたので、併せて御報告いたします。

○議長（松田吉嗣君） 当局からの報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめぐとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

---

### ◎議第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 議第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案につきまして、提案要旨を申し上げます。

初めに、議案書6ページのほうをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,700万円と定めるものであります。前年度当初予算と比べ4億7,600万円、率では17.6%の増となります。

増額の要因といたしましては、消防通信指令システムの老朽化に伴う構成機器類の部分更新に係る費用のほか、中郷分遣所建設に係る用地買収費、地質調査費及び実施設計に係る経費によるものでございます。

次に、第2条の地方債であります、9ページをお開きください。

第2表 地方債の起債の目的及び限度額につきましては、消防施設整備事業において6,630万円を、消防車両整備事業において6,300万円を、消防指令センター運営事業において3億1,300万円をそれぞれ限度額といたしまして、総額4億4,230万円と定めるものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

6ページにお戻りください。

第3条の一時借入金でございますが、最高額を5億円として定めるものです。

それでは、歳入より詳細を御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

1款1項1目市町負担金は、前年度に比べ1億110万7,000円増額の26億7,543万3,000円を計上するものです。構成市町の負担割合につきましては、組合規約に基づき前年度における基準財政需要額のうち消防費に相当する額を基準として定めることとしており、市町の負担割合及び負担金につきましては、三島市が50.88%で13億6,126万円、裾野市が25.89%で6億9,267万円、長泉町が23.23%で6億2,150万3,000円となります。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

2款2項1目手数料では、危険物関係で事務手数料ほか305万円を計上するものです。

次に、19ページ、20ページを御覧ください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、水槽付消防ポンプ自動車及び救急用資機材の更新整備を図るもので1,562万円を計上するものです。

次に、21、22ページを御覧ください。

4款1項1目消防費県補助金は、地震・津波対策等減災交付金を活用して消防業務及び救急業務用の資機材などの整備を図るもので、総額1,809万5,000円を計上するものです。

次に、23ページ、24ページを御覧ください。

5款1項2目財産貸付収入は、従来8款1項1目雑入において清涼飲料水自動販売機手数料として歳入しておりましたものを5款財産収入に組み替えし、101万1,000円を計上するものです。

続きまして、29、30ページを御覧ください。

8款1項1目雑入は、静岡県消防学校教官及び静岡県消防防災航空隊へ派遣する職員に係る人件費負担金及び市町へ派遣する職員の人件費負担金など3,148万3,000円を計上するものです。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

9款1項1目消防債は、中郷分遣所建設に係る消防施設整備事業費の組合債として6,630万円を、消防車両整備事業費の組合債として6,300万円、消防指令センターの指令システム機器部分更新に係る消防指令センター運営事業費の組合債として3億1,300万円を、総額4億4,230万円を計上するものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

33ページ、34ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費は、議会運営に係る経費など191万3,000円を計上するものです。

次に、35ページから38ページ、こちらを御覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費であります。人件費では各種審査会など委員の報酬などを計上し、総務管理事業では例規データベースや人事管理システム及び事務系の電子機器の維持管理費などを、人事管理事業では職員の健康診断に係る経費など総額6,733万円を計上するものです。

次に、39ページ、40ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目監査委員費は、委員報酬及び監査委員に係る事務費といたしまして25万9,000円を計上するものです。

続きまして、3 款 1 項 1 目常備消防費は、41ページから46ページまでに記載がございますが、初めに42ページ上段を御覧ください。

人件費は、職員の給料をはじめ各種手当など22億2,064万7,000円を計上し、42ページ下段及び44ページ上段になりますが、救急高度化推進事業では、消耗品費や燃料費など救急業務の活動に要する経費のほか、救急救命士養成のための研修負担金など4,455万1,000円を計上し、44ページ上段、消防防災事業では、消耗品費、燃料費など消防業務や救助業務に係る活動に要する経費のほか、車両や施設の維持管理費など1億1,818万4,000円を計上し、46ページ、中段の消防指令センター運営事業では、指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検に係る経費並びに通信運搬費などのほか、指令システムの構成機器類の部分更新に係る経費など5億818万5,000円を計上するものです。

なお、指令システム更新業務委託につきましては、平成27年10月から運用開始しました消防指令センターの通信指令機器の部分更新を行うものでございます。

本指令システムは、119番通報などを24時間365日通信事故が発生しないよう運用しておりますが、運用開始から7年目を迎え、構成機器類の経年劣化などが見られ、今後も引き続き安定的な通信指令システムの稼働を確保するためには、構成機器類の部分更新が必要不可欠でありますことから、新たに指令システム部分更新に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、3 款 1 項 2 目消防施設費では、消防施設整備事業といたしまして中郷分遣所建設に係る用地買収費や地質調査業務委託料に加え、実施設計に要する経費など6,639万5,000円を計上するものです。

また、消防車両整備事業では、三島消防署水槽付消防ポンプ自動車及び須山分遣所の高規格救急自動車の更新整備に要する経費など9,930万7,000円を計上するものです。

次に、49ページ、50ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目元金では、消防組合が平成28年度から令和元年度に借り入れいたしました組合債償還の元金として4,485万8,000円を、また2目利子では、組合債に係る償還利子及び一時借入金利子223万8,000円を計上するものです。

最後になりますが、51ページ、52ページを御覧ください。

5 款 1 項 1 目予備費は、不測の事態に対応するために1,313万3,000円を計上するものです。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、議第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案について質疑をさせていただきます。

先ほど風間消防長から御説明がございました。その令和4年度につきましては、予算額31億8,700万円ということで、昨年度より4億7,600万円、率にすると17.6%増えている、こういった説明がございました。その主なものとしてこの指令システムの更新、それから新たに中郷分遣所の実施設計等に関する予算が主である、このような説明もございました。改めてこの予算増額の内容について伺ってまいりたいと思います。

予算の45ページ、46ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、そこに消防指令センター運営事業5億818万5,000円、その中の指令システム更新業務委託料4億1,741万7,000円、この内容について伺ってまいりたいと思います。

昨年末は、住宅、店舗など火災が多発する状況でもありました。そのような現場からの119番通報を受信する指令システムも先ほど説明がございましたとおり、運用開始からこの3月で丸6年が経過をする、こういった状況であることも説明がございました。また、24時間365日休むことなく活動、稼働し続ける指令システム、これを含む指令センター機能の重要性については、語るまでもありませんが、まさに広域消防として20万有余の市民、町民の命と財産を守るとりでの存在であります。今回のこの指令システム保守点検業務委託の中で令和4年度の指令システムの更新となったと認識をいたします。

そこで伺います。

先ほどありました指令システムの機器部分更新の必要性及び更新しない場合にはどのような不具合が想定されるのか伺います。

○議長（松田吉嗣君） 三田通信指令課長。

○通信指令課長（三田英二君） 指令システムの部分更新の必要性についてお答えさせていただきます。

火災や救急事案等の発生時に使用される119番通報は、住民の命にかかわる重要な緊急通報で、現在の日本において重要な社会インフラの一部となっており、回線の重要性とともに、通報の受信側である消防通信指令システムに求められる信頼性の水準も非常に高く、緊急通報に係る障害の発生は、社会的に大きな影響を与えます。

消防の指令システムは、緊急通報に対して様々な装置が連携し、災害地点の決定、火災等の災害種別から出動計画に沿って必要となる緊急車両を災害地点の近くから迅速に選別、出動車両のルートや位置などを一括管理することで初動体制の確立を図っております。24時間365日無停止で稼働しなければならないシステムであり、安定稼働させるため毎年保守点検や部品の予防交換

等による維持管理をするとともに、万一故障した際にも迅速な対応によりその機能を早期に回復させる体制をとっております。

本組合の指令システムは、平成27年の運用開始から令和4年で7年目となり、メーカー保証期限を経過した機器等の機能維持は厳しい状況であるとともに、必要な部品の枯渇による停止なども想定されることなどから、部分更新をしようとするものであります。

また、更新しない場合にどのような不具合が想定されるかではありますが、ハードウェアの経年劣化や物理的な保守部品の枯渇に伴う安定稼働が危惧されるほか、OSやアプリケーション等の保守期限切れによる障害発生時のサポートも難しくなることから、個々の設備の働きの不安定化や停止が考えられ、連携している機器類に正しい情報が送られなくなることで災害対応が大幅に遅延することも考えられます。

部分更新の必要性及び更新しない場合の不具合については、以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。大変によく分かりました。7年365日24時間稼働されているということで、非常に酷使をされている状況ということもよく分かりました。

また、メーカーの保証期間も過ぎているということではある意味もう少し早く更新してもよかったのかなとこういう感じもいたします。そういう意味では今後もこの119番通報も正しく、そして正確に場所の特定、こういったその情報を得るということで必要だということに理解をいたしました。

次に、この対応は部分更新であります。この指令システムの部分更新の内容について伺います。

○議長（松田吉嗣君） 三田通信指令課長。

○通信指令課長（三田英二君） 指令システムの更新内容についてでございますが、主として119番等の緊急通報から災害地点を迅速に検索できる地図検索装置、災害に応じた消防車両や直近対応が可能な隊の選別を行う自動出動指定装置、これらの機器が連携し、各署所へ出動指令などを送出する指令伝送装置等の機器のほか、これらを管理する監視装置及び周辺機器が対象となります。

なお、更新作業中であっても119番等の緊急通報に対して受信体制を崩すことなく、万全な体制で切替え作業を進めてまいります。

指令システムの更新内容については、以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。よく分かりました。この更新の内容については日々市内についても工場ができたり、住宅団地ができたり、こういったことで地図も変わっていくというところで、この地図の検索装置、そして消防車両、救急車両等が自動で位置を特定できるようなこういった装置、またそれを統合するような指令伝送装置、こういったものが一体で必要だということをお話でございました。さらにこういったことを更新の内容に関して無事故で行

っていただければというふうに思います。

今回は部分更新であったかと思いますが、言ってみれば新車ではなく部分的に新しくした、こういった理解をするわけでありますが、7年前に初期導入したように次回は新しくシステムを全体を入れ替える、こういった必要もあるのかというふうに思いますが、この今回の投資の必要性、また今後の指令システムの更新時期、この計画について伺います。

○議長（松田吉嗣君） 三田通信指令課長。

○通信指令課長（三田英二君） 今後の更新時期と計画でございますが、今回の更新事業の対象となる機器は、専門性が高いことから、システム更新を適正に行うため、第三者機関に分析評価を依頼した結果、抽出した機器であります。

今回の更新は、整備から10年が経過した機器を含めた全部更新が必要となり、業務開始から11年目となる令和8年度を目途に計画していきたいと考えております。

今後の高機能消防指令システムにつきましては、近年のICT、情報通信技術の進歩を十分活用し、SNSなどインターネットを利用する通話、ライン電話等への対応など時代に即した対応が必要となることから、現在総務省が中心となる消防指令システムの高度化等における検討会の動向を注視しながら当消防指令システムの全部更新を計画していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。今回の内容については、そのメーカーのほうから提案をされたものが本当に必要なものなのかどうか、こういった見極めも第三者機関にお願いをして分析をしたということも確認をしました。また、これからについては、今スマートフォンを中心にICT、こういった技術も多く進歩している、また多くの方がSNS、ライン電話こういったところでも使うということで、そういった対応もこれから考えられるのではないかと、こういったお話でありました。これからも119番通報、的確な運営ができるようにしっかりと応援をしてまいりたいというふうに思います。

質疑については以上です。

○議長（松田吉嗣君） 以上で通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

---

◎議第2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 議第2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程いただきました議第2号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）につきまして提案要旨を御説明申し上げます。

初めに、議案書の2ページをお開きください。

本補正予算は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ650万円を減額し、歳入歳出の総額を27億450万円とするものです。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書の3ページ及び4ページに記載のとおりでございます。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

第2条 地方債の変更につきましては、第2表の地方債の補正のとおりでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開きください。

4款1項1目消防費県補助金を393万円追加し1,767万1,000円にするものです。これは昨年の東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースの開催に伴い、開催地消防本部の消防救急業務の応援を当消防組合が行ったことから、派遣職員の人件費などの助成及び救急高度化推進事業において整備いたしました感染症患者の搬送時に使用する陰圧式搬送器具の整備に要した経費の助成を受けたことによるものです。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

6款1項2目消防費寄附金を20万円追加するものです。これは従前より寄附をいただいております東京にお住まいの土屋孝司様から裾野市須山地域の救急業務のためにという趣旨で本年も御寄附をいただいたものです。土屋様におかれましては、消防組合設立以降毎年御寄附をいただき、寄附総額は120万円となります。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

8款1項1目雑入は573万円減額し2,424万4,000円にするものです。これは構成市町へ派遣する職員の減員に伴い、市町からの人件費負担金が減額になることによるものです。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

9款1項1目消防債は490万円減額し8,500万円にするものです。これは長泉消防署に配備の塔

体付多目的消防ポンプ自動車の車両整備が完了し、事業費が確定したことから、減額するもの  
でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

19ページ、20ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費は、人事管理事業のうち職員の健康診断委託料を438万6,000円減額し  
6,421万1,000円にするものです。これは消防救急業務の活動に携わる消防職員に対して求められ  
ておりました風疹・麻疹・水ぼうそうなどのワクチン接種予定者が抗体検査の結果などから当初  
予定していた人数より減員したこと及びワクチン接種する種類が減少したことなどにより減額す  
るものであります。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

3款1項1目常備消防費は547万2,000円減額し24億7,602万3,000円にするものです。これは人  
件費のうち構成市町から消防組合への派遣職員の減員により人件費負担金を減額し、救急高度化  
推進事業では、寄附金による須山分遣所への救急資機材の整備費といたしまして備品購入費を20  
万円増加するものです。

また、3款1項2目消防施設費では796万円減額し9,602万9,000円にするものです。これは消  
防施設整備事業における中郷分遣所の建設用地の測量設計に係る経費を計上しておりましたが、  
建設地を中郷分遣所の隣接した民地としたところ、既に測量が実施されており、測量設計にかか  
る経費が不要となりましたので、300万円を減額するものです。

また、消防車両整備事業では、塔体付多目的消防ポンプ自動車の整備が完了し、整備費用が確  
定したことから、496万円を減額するものです。

最後になりますが、23ページ、24ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は1,131万8,000円を追加し、2,490万9,000円にするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和3年度富士山南東消防  
組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号 令和3年度富士山南東消防組  
合会計補正予算案（第2号）は、原案どおり可決されました。

---

◎議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

◎議第4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第7 議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案、日程第8 議第4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第9 議第5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の3件を一括し、議題といたします。

3件について当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第3号、議第4号及び議第5号の3件につきまして一括して提案の要旨を申し上げます。

初めに、議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてでございますが、今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、本条例第2条第6号の独立行政法人等の定義の引用規定を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項から個人情報の保護に関する法律第2条第9項に改めるものであります。

次に、議第4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。近年地方公共団体の事務処理において情報処理システムなどのソフトウェアが活用され、これらのソフトウェアについては、使用許諾契約を締結した利用が普及しており、今後もこうした契約が増加していくことが想定される中、ソフトウェアの提供について長期継続契約の対象として条例に定めることにより役務の提供を長期継続契約とすることができるとの考え方が国から示されましたことから、本条例において定める長期継続契約の対象にソフトウェアの提供を加えることとし、併せて近年の商取引上の慣行や業務遂行上の必要性を鑑み、より合理的な契約締結ができるよう、長期継続契約の対象を第2条第1号で物品の賃借に係る契約の対象として車両を加え、また第2号で常時継続して役務の提供を受ける必要があり、かつ複数年度契約締結することを要する業務に係る契約の対象として清掃、施設の運転管理または保守、廃棄物の収集・運搬または処分及びいわゆるクラウドサービスを加え、その契約期間を5年以内とするものであります。

続きまして、議第5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。今回の改正は、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支

援のため、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備すること及び非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和についての人事院規則の改正が令和4年4月1日に施行されることに準じ、本組合条例においても所要の改正を行うものであります。

以上、3件よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第3号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第4号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第5号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第3号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、原案どおり可決されました。

これより議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。

よって、議第4号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案は、原案どおり可決されました。

これより議第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案どおり可決されました。

---

◎議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第10 議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、4番 植松英樹君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

[4番 植松英樹君退場]

○議長（松田吉嗣君） 本件について当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員として、植松英樹氏を選任いたしたく、提案するものでございます。

植松氏は、平成17年以来5期にわたり長泉町議会議員として活躍されており、この間、長泉町議会副議長、さらには長泉町議会議長など多くの公職を歴任され、その豊富な経験と優れた識見は監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

植松英樹君の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、植松英樹君の富士山南東消防組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

4番 植松英樹君の復席を求めます。

[4番 植松英樹君復席]

○議長（松田吉嗣君） ただいま富士山南東消防組合監査委員の選任に同意を得られました植松英樹君から発言を求められておりますので、これを許します。

植松英樹君。

○議員（植松英樹君） ただいま関係各位の御承認を得て監査委員に選任されました長泉町議会の植松でございます。

監査委員として、まずは自分に与えられた職責をしっかりとやっていこうという思いとこれまで5期の長泉町議会の経験を生かしながらこの2市1町の消防がスムーズに連携できるように消防力の向上がますます進むように自分自身も汗をかいていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひできればと思ひます。

以上でございます。

---

◎議第7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合格約の変更について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第11 議第7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願ひます。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合格約の変更について、提案要旨を申し上げます。

これは、富士山南東消防組合が加入しております静岡県市町総合事務組合の組織団体であります養護老人ホームとよおか管理組合が令和4年3月31日付で解散することに伴ひ、静岡県市町総合事務組合を組織する団体数が減少すること、また組織団体の減少に伴う静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更しようとする事について、地方自治法第290条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合格約の変更についてを採決いたし

ます。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合同約の変更については、原案どおり可決されました。

---

### ◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和4年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

御提案をいたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連日新型コロナウイルス感染症に関する報道が続いておりますが、皆様御承知のとおり、静岡県においてもまん延防止等重点措置が2月20日まで適用されております。静岡県においては、国評価レベル2警戒を強化すべきレベルに据え置きとなりましたが、一般診療や救急を含めた地域医療の提供体制は、逼迫の度合いを強めておりまして、依然として予断を許さない状態が続いております。

当消防組合といたしましては、いかなる状況においても住民の安全安心を守るため、出動時の感染予防を徹底するなど職員一人一人が感染予防に引き続き努めることにより救急や消火をはじめとした必要な業務を継続できるよう関係機関と情報を共有し、気を緩めることなく緊張感を持って事案に対応してまいります。

議員の皆様におかれましても、まだまだ寒い日が続くわけでございまして、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和4年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時51分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和4年2月7日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 川 原 章 寛

署 名 議 員 杉 山 茂 規